

神戸圏域地域医療構想調整会議 病床機能検討部会 運営要綱

平成 28 年 9 月 14 日
保健福祉局長決定
令和 2 年 4 月 1 日
健康局長決定
令和 5 年 4 月 1 日
健康局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸圏域地域医療構想調整会議運営要綱（以下「要綱」という。）
第 9 条第 1 項により開催する病床機能検討部会（以下「部会」という。）の運営等に
関し、同条第 3 項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 部会は、兵庫県地域医療構想及び兵庫県保健医療計画の推進に関する事項のうち、
神戸圏域における次の事項について協議する。
(1) 病院及び有床診療所が担う病床機能の分化・連携に関する事項
(2) 地域医療介護総合確保基金の事業計画に盛り込む病床機能にかかる事業に関する事項
(3) 病床機能報告制度による医療資源その他の情報の把握と共有に関する事項
(4) 病院及び有床診療所の開設・増床許可等事務に関する関係者との調整に関する事項
(5) その他兵庫県地域医療構想及び兵庫県保健医療計画の推進に関する事項

(委員)

第 3 条 部会は、健康局長が指名する委員、及び次に掲げる者のうちから、市長が委嘱
し、又は任命する委員で構成する。
(1) 保健医療関係者
(2) 前号に掲げる者のほか市長が特に必要があると認める者
2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、20 名以内とする。
3 委員は事故その他やむを得ない理由により部会に出席できないときは、代理人を出
席させることができる。
4 特別な利害関係を有する委員は、その会議に加わることができない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と
する。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の指名等)

第5条 健康局長は、委員の中から会長及び副会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する。

(関係者の出席)

第6条 健康局長は第3条に規定する委員のほか、部会の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(部会の公開)

第7条 部会は、これを公開とする。但し、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 部会を公開することにより、公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 部会の傍聴については、神戸圏域地域医療構想調整会議傍聴要綱（令和2年4月1日健康局長決定）を適用する。

(議事録等)

第8条 会議の結果は議事録（神戸圏域地域医療構想調整会議と同じ様式）にまとめ、兵庫県保健医療部へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、健康局地域医療課において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。